

## 正倉院はいかに守られたか

和田軍 一

「よくもこんなに保存されたものだ」という歎声が、正倉院の宝物に向つて発せられることは少くない。宝庫の棚にあつて、懐中電燈の光に照らし出される緑地彩絵箱、粉地彩絵八角几、さては色麻紙などは、実に今作つたばかりという感じを観者に与えている。むろん正倉院の宝物には、このように驚くばかり保存のよいものもあれば、これと反対に朽損の甚しいものもある。一目見には保存がよいように感じられながら、その実、すべてこれ脆弱たるを免がれないのがこの倉での一般である。けれども、概していえば、有機物が多いのに拘らず、それはよく保存せられているといつて差支ない。このように正倉院宝物の保存がよいのは、それ相応の理由がなければならぬことはいままでもなく、この小篇では正倉院の宝物が今日ある理由のいくつかを探求して見ようと思う。

### 一

倉庫令に

凡そ倉は、皆高燥の處に置け

とあつて、倉を高處乾燥の地に設けることによつて、倉に納めるところ

の物を湿損から守ることに考慮が払われているのである。これは物を収納する場合の普遍的考慮であるとともに、多湿の風土の上に立つているわが国では、特に留意せられなければならないことであつて、いつてみれば、それは倉庫建設の立地条件としての原則であるが、さてその点は正倉院において、どうであらうか。

正倉院宝庫は、奈良の若草山の連峯、かまとき山から西南に延びる丘尾の一部を削平した地域にあつて、削平の跡は、宝庫の東側およそ四十間先に、俗に知足院山と呼ばれる小丘の裾として残つている。宝庫の北側は知足院山の北を下る知足院谷の末であるし、南側は東大寺の講堂を繞る三面僧房があつた跡であるが、元は知足院山の南の谷の一部であつて、今も小さい流れがある。宝庫の西は次第に段を成して低くなつて、東大寺旧境内の西辺、転害門あたりの町家の町並は、宝庫の位置から数十尺低い土地にあつて、佐保川はその北から西にかけて流れている。つまり宝庫が占めている土地は丘尾の中程にあるのであるから、その地を倉庫令のいう「高燥の處」といつてよい。

もつとも、この地域は、はじめ東大寺の倉庫地域であつた。東南院文

書長元年東大寺三綱堂舎損色檢録帳、藏院（正藏院）の条に、「西の雙藏一字」、「北の雙藏一字」と見え、東大寺要録の諸院章正藏院の条に、「東三の倉」、「西行の南の一の倉」、「北倉代」、「東行の南の一の倉」、「東行の第三の倉」と見え、同書別当章の仁海の条に、

正倉院の動用の御倉付る

また同経範の条に

正倉院の南烈<sup>(別)</sup>の蔵焼亡す

とある正藏院、正倉院がいまの宝庫が属していた正倉院——宝庫が正倉院の名で呼ばれていたことは東大寺要録、東南院文書等に証拠がある——と同一地域にあつたとすれば、宝庫の附近には、いまの宝庫の他になお幾つかの倉があつた筈であるから、「高燥の處」といい得るこの地域の選定は、今の宝庫のための特別な考慮に出ずるものとはいえない。けれども、結果的に見れば、宝庫の占めている土地が宝庫の納物——正倉院の宝物の保存のために、やはり一役を買つてゐることは否定できないのであろう。

宝庫の方位も宝物の保存に関する筈であるが、宝庫は東に入口を開いているだけで、他の面には全く開口部がない。このことは風について見るに、この地方の強い風といへば、西南風、西風、西北季節風など、多くは西寄りの風であつて、それらの風は倉の扉が開いていても、まともにも宝庫の中に入つて来ないし、宝庫の東側からは、前に述べたような地勢の関係から、強い風を受けない。また南と西の強い陽差しも、宝庫

のこの方位では防がれているし、朝の陽が倉の中に差込む場合でも、陽のさす時間が短く、陽の光もまた弱い。

それでは建物として宝庫自体はどうか。宝庫は床下の高い、いわゆる高床式であり、雙倉式校倉造——左右の両倉が校倉造であつて、その中間は左右（南北）の壁体を左右両倉の壁に借りて、前後（東西）の壁が厚板の落し積みのために、中の倉は一見板倉の観を呈する様式——であるが、この高床式であることは、その手法が床の下に高い束柱を立てて、床を地面から高く離れた架構であるから、床下の通風量が大きいために倉を湿気から守り、延いてはその収納物を湿損と虫害から守り、又鼠害を軽減すると考えられる。

左右両倉——北倉と南倉——を形成する校倉造の交木（あぜき）は、いわば長二等辺三角形の底辺を内側に——倉の内壁になるように——立てて横に積む式である（図版第三七）。これは正倉院以外のわが国校倉の交木と多くの場合同様であるが、倉の内側となつてゐる交木の面は、木材の呼吸によつて、倉の内部の湿気を調節するに役立つ、交木の外側は和辻博士の説のごとく、外気に触れる面積を多くして、交木の乾燥、延いては倉の内部の防湿に役立つのではないかと考えられる。<sup>(なお中は)</sup>交木の二等辺の部分<sup>(倉では)</sup>が南北両壁をなし、木材の呼吸面は南北両倉よりもおよそ五〇パーセント多くなつており、外側外気に触れる面は、垂直な東西両壁だけであるから、南北両倉のざつと三分の一である。

しかも正倉院では、交木の外側、二等辺の部分<sup>(倉では)</sup>が少し中凹みに割つてあるのが特徴をなしているが（図版第三七）、この割りの下向きのものは交

木が雨を受けた場合に、雨水が交木と交木の重なり目に向つて流れ込まないための水切りの役をしているように見える。もつとも上向きの割りには却つて雨水の流れ去るのを遅らせるもののように考えられるが、校倉の外観上、交木の下向きの面と上向きの面の姿を別々にするわけにも行かなかつたのではあるまいか。

また交木の厚さ——二等辺三角形の高さに当る部分——はおよそ一尺、交木と交木の接触する面の厚みはおよそ三寸、巨大な交木であるが、このような数値は巨大な東大寺の大仏殿に釣合うほどの巨大な倉にして当然生れるものであろうが、交木のこれほどの厚さは外気の温度が倉内に伝わるのを防いでいるらしく、倉内の最高温度は二六度前後であつて、少くとも結果から見れば、このことは倉に収蔵される物の保存にプラスとなつたものと見得るであらう。(中倉の前後の壁体を形成している板もおよそ四寸厚であつて、外気の温度は倉の内部に伝わりにくいようである。)

気象的に見て、宝庫以上に宝物を守つたものは宝物が納めてあつた櫃であらう。現存する櫃には脚を付けて底が上つている唐櫃(韓櫃、辛櫃)と、脚がなくて底裏がびつたり下に着く和櫃がある。いずれも材は杉、板厚は五—六分、形は多く長方形(中には細長、いのもある)、蓋は冠せ蓋、素地のままのもの、生漆をかけたものがあり、また絵を描いたものがあつて、大は長さ五尺、幅二尺数寸、深さ一尺数寸のものから、小は長さ尺余、幅は一尺に満たず、深さ数寸のものがあるが、櫃の内部の湿度は最高七二パーセントそこそこであつて、最高と最低との幅は甚だ少く、物の保存

に頗る適している。光明皇后が聖武天皇の遺愛品として東大寺盧遮那仏に献納せられた品品はほとんどこのような櫃に納めて献納せられ、明治の中葉まで大体その式で伝来し來つたのであつて、私は櫃こそ正倉院宝物を守つた有力な因子であることを信じて疑わない。

## 二一

巨材を使用した高床式校倉という建築架構と櫃とが正倉院宝物をよく今に伝えたといひ得るとともに、制度的に見れば、「勅封」という形で示された宝物管理の嚴重さも、亦よく正倉院宝物を守つたといわなくてはならない。まことに正倉院の宝物は、その当初から嚴重な管理方式の下に置かれたのであつた。

正倉院は勅封であるという。天皇が花押を据えられた封紙、あるいは署名せられた封紙を以て封を施すことが「勅封」というならばその意味の正倉院の勅封は鎌倉時代以後のことであつて、鎌倉時代頃は宝庫の開閉のために派遣せられた勅使が花押を据えた封紙を以て宝庫に封を付けたのであり、さらに鎌倉時代以前は宝庫に付けられる封は中務省の監物の封であつて、大蔵省の正倉の施封と同じ扱いであつた(拙稿「正倉院の第十号」すなわち、中央政府の正倉——大蔵省の正倉の開閉手続も嚴重であつて、封は監物の封、太政官の弁官が開閉に立会うという次第であるが(監物式)、正倉院宝庫においては、これと異なるのはその開閉に必要な勅許という要件があることである。この宝庫を開くには、この倉の宝

物が納められた直後から、勅旨によるか、勅許を必要とし、勅を奉じた使者が事に従っているのであつて、実質的には勅封と同じであるから、その意味ではこの宝庫は当初から「勅封の倉」といわれてよい。寛仁三年（一〇一九）藤原道長が正倉院の宝物を拝見した時にしても、施封には監物の封が用いられていて、天皇親署の封ではないのに、左経記には「勅封の御蔵」と呼んでいるのはこの意味であらう。

このように、この倉の開閉手続は重かつたけれども、はじめ宝物の出用は甚だ盛んであり、宝庫の開閉は頗る頻繁であつた。しかるに宝物の出用がほとんど止むようになり、また道長の宝物拝見に見られるように、次第にこの宝物が名物的性格を帯びるようになった挙句、この倉に施される封の様式が強化せられて、封は監物の封から、宝庫の開閉のために差遣せられた勅使署判の封となり、ついで天皇親署の封となつた。そしてそれが宝物を護ることに役立つたと考えられる。織田信長が宝庫の名香蘭奢待を見んと欲しても、その扉を支えたのは実に勅封であつて、信長の申出に接して議が硬軟二様に岐れた東大寺もついに信長に勅許を請うて勅封を解くことの必要を説き、宝庫の扉は勅使の下向を待つてはじめて開かれたのである。

権威を象徴する勅封という形式によつて、この倉が守られる一方、警固の者を定めてこれを守るといふことも当然に行われた。一体中央では、内蔵に「御蔵守」の者があり（内蔵式）、大蔵の正倉には「倉守」があつた（大蔵式）。また兵庫、大蔵には「守當人」を置き、庫蔵出入の門

及び囲いの外は衛士が固め、夜間は時を分けて、巡回警固する（官衛令）、穀倉院勅旨所の正倉には兵士を配して守るといふ風である（左京式）。東大寺正倉院では中央と同じようではなかつたらしく、東大寺の奴婢の内では「史幹の人を擇んで、供仏施僧の事に預からしめ」、「良匠の器を以て造寺の工となし、又歌舞音楽の曲を伝えて、供仏大会の儀式に備え、その子孫が寺役を勤仕し、「朝には霜雪を拂つて、大仏供を備え、毎日不闕の計を廻らし、暮には星辰を戴いて、宝蔵辺に侍して、盜賊火難の畏を防ぐ」こととなつていたと伝えられている（東大寺要録）。その伝えるところに修飾あるを免れないが、宝庫を警固する者の存在は認めてよいのであらう。東大寺要録所引の寛平年中日記に、正月仏供雑用として、「一斗五舛正倉院守の食」とあるのも、その裏付の一になるのであらう。しかしながら、これを制度といえるかどうか疑わしいとともに、後に見るよう盗人がこの宝庫を幾たびか犯しているところから察するのには、東大寺における宝庫警固は強力なものではなかつたらしく考えられる。正倉院にあつて警備の面が強力となつたのは明治十六年に巡查がこれに配置せられた以後のことである。

さらに制度の上から宝物保存のことを考える場合、曝涼ということを見なければなるまい。曝涼は考課令義解に「曝は陽乾なり、涼は風涼なり」とある、これであつて、通風虫干は唐土において、四民月令に「七月七日……經書及び衣裳を暴す。蠹せず」といわれているが、わが国のような多湿の気象の下では夙に行われていることであり、兵庫に納

める兵器の類は一年一度曝涼し（職員令義解、軍防令、兵庫式、兵部式）、雅楽寮の楽具は毎年六月に（雅楽式）、図書寮の仏像經典は毎年七月上旬から八月上旬に曝涼し、大学寮の図書、禅院寺の経論は三年一度の曝涼であつた（図書式、玄蕃式）。従つて正倉院宝物の曝涼制度が立てられるのに不思議はないが、正倉院宝物の曝涼は宝物献入があつてからおよそ三十年後から行われ始めた。すなわち延暦六年（七八七）六月の開封を嚆矢とし、ついで延暦十二年六月に行われている。その間六年であるが、この六年間隔は、あるいは宮廷の御手許御書の類を「六年に一度暴涼」（図書式）することと連関があると思われるとともに、ここに正倉院宝物曝涼の制度化が図られているように見える。

さて延暦六年の開封が曝涼のためであることは曝涼使の解（曝涼帳）に、宝物列挙の次に、「以前、太政官の今月十三日の符に依り、香葉并に雑物を曝涼」とあるので明白であるが、曝涼とともに宝物の点検が行われていることは、その解文に宝物を列挙し、その数量を掲げ、損傷を注し、また「検珍財帳」を以て宝物を「簡擇」し「時に疑似あれば、献物帳を引いて改正、亦出帳（倉出帳）に依つて数を定め」たとあることで知ることができる。延暦十二年の時も、その曝涼使の解の冒頭に「解し申す、香葉等を曝涼の事、また末尾に「右大臣去る五月廿九日の宣を被るに偲く、勅を奉ずるに、彼寺（東大寺）に在る香葉を曝涼せんが為に、宜しく件の人等を遣すべしてへり」といい、「謹んで符旨を奉じて、曝涼件の如し、謹んで解す」と結んでいる事で、宝庫開封の目的が曝涼にあ

る事はいうまでもなく、同時に宝物を点検している事は、前回同様、解文に宝物を列記し、その数量と損傷を注記している事で疑いない。

ついで弘仁二年（八一二）に正倉院宝庫の開封が行われているが、その際の記録である弘仁二年官物勘録に、「今、使ら、去る延暦十二年の曝涼使らの検帳に依り、用い并に遺る所の官物（を）勘録して申送すること件の如し」とあり、また宝庫に現存する薬物の袋に弘仁二年九月十七日または十八日定量の銘があるように、この時は宝物の点検に主眼があつた。むろん宝物を一つ一つ点検すれば、それが自ずと曝涼になるのである。弘仁の宝庫開封を延暦以来の宝庫曝涼制度の上に立つたものと解釈しても、それは強ち不当ではない。ただ前回の曝涼から十八年経つているところに、早くも曝涼制度の崩れが見えるのである。

更にそれから四十五年後の齊衡三年（八五六）六月にも宝庫開封のことがあつて、宝物の実録が作成せられているが、その時の記録である雑財物実録には、曝涼の事にいい及ばず、宝物を列記したあとにも、「以前、雑財物等、実録申上すること件の如し」とあるだけであり、この実録に記載せられている薬物の数量は、宝庫に伝存する薬物の袋に記されている齊衡三年六月の定量とほぼ一致しているのであるから、齊衡の開封も亦宝物の点検が主眼であつたと察せられるのであつて、これも弘仁と同じく延暦以来の曝涼点検の制度の延長といつてよい。しかし曝涼の定期制は弘仁以上に大きく崩れており、しかも、この時を以て正倉院宝物の曝涼の制は一旦廃絶してしまつたのである。

宝物の点検は、むろんその後においても行われているのであつて、明治以前では宝物全般に亘つての主な点検は建久四年（一九三）、慶長八年（一六〇三）、同十七年（一六一三）、寛文六年（一六六六）、元祿六年（一六九三）、天保四年（一八三三）に行われていて、点検の宝物については大部分目録が作られているけれども、寛文六年の時を除いては、宝物点検は宝庫修理に當つて宝物を他所に移す上から品目、數量を引合わすか、または盜難に當つて宝物の実態を明らかにして置くためであるから、奈良、平安時代の制度的な宝物の曝涼点検とは趣を異にしているといわなければならぬ。このように見てくると、正倉院における平常の警備、定期的曝涼点検は、正倉院の長い歴史の上から見て、よくいつているとはいい得ないのであつて、明治までの管理のよさは、まず、いわゆる勅封という形にあつたというべきであらう。

### 三

正倉院の宝物が今日あるのには幸運に恵まれているといえる。一体大和国には古来非常な大天災がなかつたといわれるが、それにしても大和の古建築が雷や地震、風水害のために失われた例は少くはない。正倉院宝庫においては、占地の関係から水害の惧はなかつたと考えられるが、宝庫の方位の問題とは関係なく、宝庫全体に対する風害の惧はあつた筈である。というのは、この宝庫の近くにあつて、恐らく宝庫と規模も同じ位であつたと考えられる倉が「顛倒」した事実もあるからであ

るが、そのような危難を免れたのには、建物維持のための修理がある程度行われていたせいであろう。また地震の災害から免れたのは、この建物の構造に俟つものがあつたかと考えられるにしても、雷は事実これに落ちかかつてきたのである。すなわち建長六年（一二五四）六月十七日の夜、北倉の扉——恐らくはその金具——に落雷し、雷火は庫内に及んだ。この宝庫最大の危機といえる、その雷火の痕はいまも厳然と北倉の内側——入口南の袖の壁面とそれに続く天井——に遺つていて、観る者を慄然とさせるものがあるが、これを大事に至らしめなかつたのには、落雷の時刻が戌の刻、いまの午後八時、夏のことであるから日暮れ時であつて、まだ人の集り易い時であつたこと、庫の材が大きく、分厚で燃上りにくいこと、必死の消火活動が行われ、燃える扉を切り離すなど消防上の処置が良かったこと等、それ相当の理由があると思われる。しかし落雷した場所が倉の入口であつて、地面から十尺ほどのところとはいつても、なおこの倉としては比較的低いところであつて、消火活動がし易かつた筈であるということも指摘してよく、もし互釘などもある棟とか、軒先とかに落雷して発火したとすれば、消火活動が困難となつて、ついに遺憾の上もないこととなつたかも知らないのであつて、そこに落雷の時刻とともに場所的な幸運があつたといえよう。

宝庫にとつて危険を感じさせたと思われる火災も亦右と同様な場合が多かつたように見える。そのような火災はまず五たび数えることができ。第一は延喜十七年（九一七）の東大寺の講堂三面僧房の火災、第二は

經範の別当在任中（嘉保二年一〇九五—康和二年一一〇〇）の「正倉院南列（つら）の蔵」の火災、第三は治承四年（一一八〇）の平重衡の奈良焼き、第四は永正五年の講堂と三面僧房の火災であり、第五は永祿十年の三好、松永の合戦による兵火である。

延喜十七年の火災は十二月一日の夜、大仏殿の背後にある講堂の東と北と西を囲んでいた僧房、いわゆる三面僧房の西室——今の正倉院事務所の前あたり——から火を失し、ついに講堂と三面僧房を焼失したものであつて（東大寺要録）、火は大体西から東に延びたと思われるが、その南に位する大仏殿、その東に列なる食堂、また後に見るようにその北側の正倉院倉庫群が安全であつたことを考えると、その夜の風は弱い西寄りの風と推定される。しかし講堂は一八二尺に九六尺という平面をもつた大建築であるし、三面僧房は講堂を三重に繞つて建ち、大小の子房数百、東西の長さ二〇〇間にも及ぶものであつて、これらが燃え盛る火勢の熾烈さには恐るべきものがあつた筈、しかも北室——北側の僧房——は今の正倉院の正門から東に延びている土塀の線に重なるのであつて、宝庫との距離は約四十間、その上、宝庫と北室の間にはさらに蔵があつたかも知れないのであるから、宝庫が風下でなくとも随分危険なことであつたといわなければならない。

第二の「正倉院南列の蔵」の火災というのは東大寺要録別当章及び東大寺別当次第の第七十二代法務権少僧都經範の条に「正倉院南列の蔵焼亡す」とあるのを指すのであつて、その時期は經範の法務在任中という

こと以外は詳かでない。しかしその蔵の在り場所は、宝庫からさ程離れていなかったように考えられる。というのは、この蔵は天喜五年東大寺修理所修理注進記（東南院文書）に見える「正蔵院の南の御庫」と同一の庫蔵と見ることができるとともに（福山博士「東大寺の諸倉と正倉院」、美術研究第一六六号）、大同二年西行南第二倉公文下帳（正倉院文書）や、東大寺要録諸院章、正蔵院に見える「西行（つら）の南の第二の倉」、または「西行の南の一の倉」と同一の蔵か、あるいはその近くにある蔵と考えることができるのであり、「西の雙蔵」（延暦十二年曝涼使解、東南院文書）と呼ばれた現在の宝庫と同様に、東大寺正倉院内の西寄りにあつた一群の蔵の一つと考えられるからである。そうだとすれば、「南列の蔵」の火災は史乘に伝わる火災のうちで、宝庫に最も近い火災であつたといふべきで、これが宝庫に累を及ぼさなかつたのは、焼失した「南列の蔵」が比較的小さくて火勢が強くなかつたか、風がなかつたとか、風向がよかつたとか、あるいは出火の時刻が人の集りよい時刻であつたとか、そのような条件に恵まれたのに依るのであろうか。

治承の奈良焼けは、東大興福両寺の大衆の反抗を鎮めんとして平清盛が、衆徒が狼藉しても自重せよ、そのためには物の具を著けず、弓矢も帯びるなといひ含めて派遣した使者の一行六十余人を南都の大衆が搦め捕つて、一一頭を刎ね、猿沢の池端に晒すに至り、ついに清盛を怒らせてしまい、四年十二月頭中将重衡に四万余騎を率いて奈良を攻めさせたところ、木津河の守りも破り、二十八日は朝から奈良を守る最後の関

門、奈良坂般若寺二箇所の防禦線を中心に戦いが闘われたが、夜に入つてこれも突破したものの、月のない夜の戦闘は不便とあつて、平家方は附近の民家に火を放ち、これが烈風に煽られて大火となつたものである。風は始め北風のようにあつた。焼け方から考えて南都本参考源平盛衰記に北風とあるのが當つている。ところが後に風向が變つて西風となつて、東大寺の諸殿堂が焼けることとなつた。正倉院に近いところでは大仏殿、講堂、三面僧房が焼失した。しかし西風であつたこと、また前に述べたように三面僧房と正倉院宝庫との間にあつたかと考えられる。「正倉院の南列の蔵」が先年焼亡して既になつたことが幸したのであるろうか、宝庫は無事なるを得たのである。それにしても宝庫の西方に當る碾磑門（軋害門、手貝門）は残つて、その東側にあつた尊勝院が類焼し、その東南方（今の正倉院事務所の西裏）にあつた唐禅院、東方の宝庫と残つて、宝庫の東方にあつたらしい正倉院の庁（院務を執る舎屋）が焼失している（東大寺要録）という複雑な火の走り方を思うと、宝庫も随分危くもあつたといわねばならず、その類焼を免れた幸運を思わざるを得ない。

第四の火災は永正五年三月十八日の夜の講堂、三面僧房、廻廊の火難である。どうして起きた火災か、風向がどうであつたか等のことは明らかでないが、講堂と三面僧房中心の火災である点は延喜十七年の例に似ている。

第五の永祿十年の火は、三好長慶の遺臣、三好三人衆と松永久秀の角逐の翻りであつた。両者角逐の顛末は省略するが、永祿十年四月久秀は

東大寺の西北方の丘陵多聞山に立籠り、一方三好下野守ら三人衆はこれを撃たんとして奈良の南部に布陣していたが、やがて五月三人衆は大仏殿を本拠とし、久秀方も陣を戒壇院に進め、ここに両軍は目と鼻の先に対峙すること半歳、ついに十月十日の深夜、久秀方は三好方の本陣に夜討ちをかけ、これを破つた。この兵戦で火を發し、大仏殿は廻廊ともども焼亡したのである。しかし、かつて大仏殿と正倉院の間にあつた講堂と三面僧房が永正に焼亡のまま、再び復興せられていなかったこと、その夜の風が西風であつたことから考えると、この夜の大仏殿方面の火そのものが正倉院宝庫に与えた危険は少なかつたといえそうである。ところが、この夜の兵火で唐禅院、四聖坊も焼失しているのであつて（二月堂練行衆日記、蓮乘院演清記、多聞院日記）、唐禅院もさることながら、当時四聖坊は現存の四聖坊持仏堂を中心にあつたらしく、その火は宝庫に近い。僅に風が西風であつたということで宝庫が助かつたかと思われる。もつとも、この夜の兵火は穀倉坊からともいい、大仏殿廻廊辺から發したとも伝えられ、ともかく大仏殿の西に當るところから出たらしく、しかも西風が吹いていたというのに、火源の北に當る寺坊が焼失したのはおかしいことであつて、もしも唐禅院四聖坊の類焼が同じ火源によるものならば、北寄りの風もあつたこととなつて、宝庫が安泰であつたのは、やはり幸運であつたと考えられるのではなからうか。

#### 四

幸に火の難を免れた正倉院の宝物も長い歲月の流れの間に紛失し、行方が判らなくなつたり、過失によつて破損したり、盜難に遭つたり、盜難の末、不幸にも破壊されたり、倉を破つて侵入した盗人による盜難とは別に、正式な手続なしにいつの間にか倉外に出てしまつたり、鼠虫の害を受けたり、使用して汚損したのが因で朽壞するなど、このような損耗は免れないところであるけれども、損耗の最も大きなものは、いわゆるそのものの寿命が来たというか、自然の命数が尽きるといふ、そのことである。すなわち、そのものに内在する因子、たとえば染料や媒染剤によつて朽損したもの(色紙や染織の品のごとき)、練つてないためにぼきぼき折れる素絹、編糸が切れて形が崩れる物(葛箱や畳のごとき)、性分が揮発した薬品(柱心のごとき)、硬化した皮革製品(鼓の皮のごとき)、色や光沢が減退し、銹化したもの(鏡や銀き)があるが、特に接着剤の接着力喪失によるもの、たとえば鳥毛立女屏風(鳥毛はほとんど剝落し尽している)、木画や螺鈿で飾つたもの(紫檀木画雙六局、瑠璃螺鈿八角箱のごとき)、平脱を施したもの(金銀平文琴のごとき)、華足など付け足があるもの(多く獻物凡のごとき)などに損傷例が多い。もしそれらのものが自然の命数のままに、何らの手を加えずに置かれたとすれば——幾多の宝物がそのかみの姿で遺つてゐるとはいふ条——宝庫内の絢爛たる様相は今日と余程異つたものであるに相違ない。しかるに今日正倉院の宝物を觀て人々が目を見張るのは、この宝物を自然の命数に任せず、損傷したものに現状維持の手を尽し、あるいは殘闕を集めて古の姿を再現するに努めるなど、すこぶる修理の手が加えられているからである。

正倉院宝物の修理は元祿に始まると考えられる。慶長八年(一六〇三)に徳川家康が宝庫を修理した際に、宝物の点検が行われ、家康が長持三十合を新造して宝物の収納保存を図つたけれども、いまだ宝物の修理には及ばなかつたと思われ、それよりおよそ六十年後の寛文六年に宝庫の修理が行われた時も、宝物の修理に関する限り、前回と同様であつた。更におよそ三十年後の元祿六年、宝物修理に當つて、鳥毛の書屏風がはじめて修理せられた。一部は修理の目的を以て姑く庫外にとどめることとなつたのであるが、寛政四年(一七九二)柴野栗山も東大寺の二倉に保管中これを見ている次第である。ついで天保四年(一八三三)から七年にかけて、宝庫の修理を機とし、穗井田忠友の正倉院文書の整理とともに、またいくつかの宝物が修理せられた。しかし何といつても宝物の本格的修理は、明治二十五年に宮内省に御物整理掛が置かれて、宮内少輔杉孫七郎がその長となつてからであつて、正倉院宝物の今見る姿は実にその努力に由ることが大きい。その間、今から見れば、過誤や行き過ぎの点がないわけではないけれども、概言すれば根柢の上に立つて行われた復元的修理は、損壞の進行するを食い止めるための維持修理とともに、よく正倉院宝物の絢爛さを支え、昔の姿を今に具体的に伝えて、觀る者にその物を直観的に理解させるものがあつて、その修理を指導した人々、その修理にたずさわつた人々の勇氣、研究、技量に対しては尊敬の念を抱かざるを得ない。

宝物の修理と併せて回顧しなければならないのは宝庫の修理である。

納むるところの宝物保全のために宝庫は修理せられなければならないが、宝庫そのものも修理によつて、その生命を今に伝存し、その偉容、その崇高美が内外人によつて等しく讃えられているのである。木造建築においては、その維持は修理に俟つこと贅言を須いらないところ、修理が十分に行われなかつたために、東大寺羅索院の雙倉は十世紀の半にして早くも損壞して、天曆四年(九五〇)その納物は正倉院宝庫南倉に移納されなければならなかつたし、長元年中(一〇二八―三三)正倉院の一倉は倒壊した。これに反して正倉院宝庫は修理に修理を重ねて保全に力められている。すなわち、はつきりとこの宝庫が修理されたと認められるのは長元四年(一〇三二)を初見とし、以後天喜、康平、康和、建久、寛元、慶長、寛文、元祿、天保、大正と修理が行われていて、中にも建久四―五年(一一九三―四)、寛元元年(一二四三)、慶長八年、元祿六年、天保四―七年の修理は宝物の全部、または相当部分を他所に移納しての大修理であり、大正二年には宝庫の解体修理も行われているのであつて、今見る宝庫の偉容は実にこれらの修理によつて保持せられているのである。

## 五

正倉院の宝庫が護られ来たつた跡を振り返つて見れば、その占地、構造、櫃などに基づく物理的要素が大きく物をいつているし、天災や火の災難を免れ得た幸運も大きな因子でなければならぬが、それとともに勅封という管理形式や曝涼点検などを含む制度を通して現われている人

の力、雷火を食い止めた人の力、あるいは修理において示された人の力、すべてこれらの人の力を評価することを忘れてはならない。殊に明治以後、八年には正倉院の管理を東大寺から内務省に移して宝物保護の万全を期し、十年早くも避雷針を建て、またポンプ等消防器具を設備し、ついで巡查を配して、兼ねて敷地の拡張整備が行われて、警備防災に向つての配慮が強化せられている。このように奈良時代以来久しきに亘つて、正倉院宝庫防護の上に人の力が注がれたのは宝物の持つ力に由るとはいふまでもあるまい。

そもそも聖武天皇の遺愛品として東大寺大仏に献納せられた物は、盛唐の尤品を含む優秀品であつて、当時「国家の珍宝」と称われ、「奕世の伝珍」と讃えられた品品であつた。それゆえにこそ内廷に供えられ、聖武天皇の「翫好」、「翫弄の珍」となり、それゆえにこそ聖武天皇崩御の後、光明皇太后がこれを大仏に献じて、その永世保存を囑られたのであり、さればこそ献納品をなお「官物」と扱い、その收藏の倉は勅裁を以て開閉し、またこれがために時を定めて曝涼点検する制が立てられたのである。そしてやがて時が経つとともに、それは名宝的存在となつて、宝庫の開閉に次第に嚴重さを加え、ついに宝庫に天皇親署の封が付けられるに至つた。更に近世文芸の發展に伴つて、この宝物に學術的、また技芸上の価値が発見せられ、明治政府がこれを「国家の宝器」と讃えて、「永世保護」に腐心したのも(太政官達)、所詮はこの宝物の持つ力に由るのに外ならぬのである。